

## 二 各個別計画の推進

道では、「北海道環境基本計画[第2次計画]」で示す「循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道」を目指すため、基本計画の基幹となる3つの個別計画を策定し、各種施策を推進しています。

### 北海道地球温暖化対策推進計画

平成21年3月に制定した「北海道地球温暖化防止対策条例」に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成22年5月に「北海道地球温暖化対策推進計画」を策定しました。

この計画では、国や道の現行施策の着実な推進や地域として導入の可能性が高い再生可能エネルギーなどの技術・対策による排出削減量などを当面の削減目標とし、豊かな自然や地域資源など、本道が全国に誇れる優位性を活かしながら、「低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換」、「地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等」、「二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全等の推進」を重点施策として推進することとしています。

平成23年度の施策等の実施状況に係る道の点検・評価の結果については、本書第8章（P113～）に掲載しているほか、道のホームページでも公開しています（[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/keikau\\_jyoukyou.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/keikau_jyoukyou.htm)）。

### 北海道循環型社会形成推進基本計画

平成20年10月に制定した「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、循環型社会の形成に関する施策をこれまで以上に総合的かつ計画的に推進するため、平成17年3月に策定した「北海道循環型社会推進基本計画」の見直しを行い、平成22年4月に新たな計画を策定しました。

この計画では、循環型社会の形成に向けた目標を明確にするとともに、「3Rの推進」、「廃棄物の適正処理」、「バイオマスの利活用の推進」及び「環境ビジネスの振興」の4項目を柱に、道民、事業者、NPOなどの民間団体及び行政がそれぞれの役割を担いながら、取り組むべき基本的な方策を示しています。

### 北海道生物多様性保全計画

生物多様性の保全とそれによってたらされる生態系サービスの持続可能な利用については、これまで様々な施策の中で取り組んできましたが、各分野の情報や体制などが有機的に結びついていませんでした。

そのため道では、北海道らしい自然共生社会の実現を図るため、自然環境を守る取組全般を「生物多様性の保全と持続可能な利用」という視点でまとめなおし、今後の本道における目標と方針を示した「北海道生物多様性保全計画」を平成22年7月に策定しました。

この計画により、今後は、種・種内・生態系の3つのレベルの生物多様性の保全を進めるとともに、あらゆる分野・レベルの活動を生物多様性の保全という基本的な枠組みに組み込んでいくよう努めます。